

先着順受付
制限付き瀬戸市市有財産売払い
参加要領 （物件2：西茨町）



【お問い合わせ】

瀬戸市役所経営戦略部
政策推進課公共施設マネジメント係
TEL 0561-88-2507
E-mail: seto-ppp@city.seto.lg.jp

目 次

I 売払い物件	1
1 売払い物件の概要	
2 現況有姿による引渡し	
3 登記建物等の取壊し	
4 現地の確認	
II 申込みに当たって	3
1 注意事項	
2 申込資格	
3 費用について	
III 申込方法	3
1 申込み手続き	
IV 売払い条件	4
1 用途の制限	
2 登記建物等の建物取壊し	
3 実地調査	
4 契約違反の取り扱い	
5 物件引渡し後の費用負担	
V 契約の締結と物件の引渡し	5
1 売買仮契約の締結	
2 売買契約の締結	
3 売買代金の納付	
4 所有権の移転及び物件の引渡し	
5 所有権移転登記	
6 建物取壊し及び滅失登記	
・ 別表1.....	6
・ 別表2.....	7
・ 物件調書2.....	9
・ 市有財産売買契約書(案).....	31

I 売払い物件

1 売払い物件の概要

売払いに付す物件は、物件調書（9ページから）のとおりです。

なお、この物件調書は、調査時点（令和5年10月現在）における一般的な調査内容を記載したものですので、現時点においては変更されている場合があります。申込みをされる方は、必ず現地確認や諸規制等（都市計画法、建築基準法等の各種法令等の規制や各種供給施設（電気・ガス・上下水道等）の引込み等）の確認を行ってください。また図面についても不足や現況と異なる場合があります、表記されている施設等についても、これを特定するものではありません。

2 現況有姿による引渡し

(1) 売払い物件には、本物件に存する全ての登記済建物等（附属建物及び附随する設備を含む。以下「登記建物等」という。）、工作物（フェンス、擁壁、給排水施設、舗装、車止めなど）、樹木などが含まれます。物件調書と現況との間に差異が生じている場合は、現況を優先し、契約後の物件の引渡しも現況有姿で行います。引渡し後についても、瀬戸市では、その管理、撤去、修繕、並びに構造、機能の保証及びこれらに付随する住民対応等は一切行いませんので、申込者にて対応してください。

(2) 本物件に越境物がある場合についても現況のままでの引渡しとなります。瀬戸市は越境物を解消するための交渉や手続きは行いませんので、必要に応じて、当事者間で話し合いをしてください。契約後に越境関係が判明した場合も同様です。

なお、現在明らかになっている越境物に関しては、東側隣接地（県道瀬戸大府東海線の愛知県敷地）との間に本物件に含む工作物（フェンス及びフェンス基礎）があります。この工作物の一部が、愛知県所有の東側隣接地に越境しておりますので、所有権移転から2年以内に、申込者の負担にて越境を解消することとします。また、東側隣接地の工作物（ガードパイプ及びガードパイプ基礎）が本物件に越境している可能性があります。

北側隣接地との間に本物件に含む工作物（石積擁壁及び植栽）の一部が北側隣接地に越境しており、北側隣接地の工作物（コンクリート擁壁及びコンクリートブロック）の一部が本物件に越境しています。これに関しては、隣接地所有者と確認書を締結しており、申込者がこの内容を引き継ぐものとします。

西側隣接地との境界をまたぐ形で、本物件に含む工作物（フェンス、フェンス基礎及び附随設備の基礎）が存します。これらに関しては、申込者が希望する場合、必要に応じて隣接地権者と協議の上、処理してください。

本物件内の南東に瀬戸市の道路照明灯が設置されております。維持管理課と協議のうえ、申込者の負担にて移設・撤去等についてご対応ください。

なお、越境が目立つもの、明らかに視認できるものは物件調書にも記載しております。（ただし、樹木、草花、簡易に移設できるものの越境については記載していない場合もあります。）

(3) 現地の境界内や境界付近の工作物等は、所有権移転登記後に申込者が（必要に応じて隣接地権者と協議のうえ）処理してください。

(4) 本物件について、種類、品質（産業廃棄物の埋設等含む）、数量に関して内容に適合しない状態があることを発見しても、履行の追完請求、売買代金の減免請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとします。

(5) 建築物を建築する際には、愛知県建築基準条例第8条（がけ附近の建築物）に留意してく

ださい。特に、本物件はこれに該当する可能性が高いため、あらかじめ申込みをされる方が関係機関に照会するなどし、事前に十分確認してください。瀬戸市では、これらに関して一切の責任を負いません。

- (6) 本物件西側隣接地である西茨町110番3及び113番61は地中に大型排水路(1500×1500)が土被り30cm～1m程度で埋設されているため、建物を建築する際は掘削等の影響を考慮し、必要に応じて西側隣接地権者と協議してください。
- (7) 本物件内に空中架線や電柱・樹木等が設置されている場合、それらの位置変更等の交渉、手続及び費用負担等は一切行いません。
- (8) 建ぺい率・容積率等の建築規制は、建築物の構造、道路幅員、一つの敷地が2以上の用途地域・地区にまたがる等によって変わる場合があります。本物件を活用する場合には、都市計画法、建築基準法等の各種法令等の規制を受けることとなりますので、あらかじめ申込みをされる方が関係機関に照会するなどし、十分確認してください。
- (9) 本物件に存する建物においては、平成13年に発見された吹付材(吹付けアスベスト等)については、除去を完了しております。また、平成17年10月に建物の室内や階段への吹付材の調査を実施しており、これにより確認された吹付材はありません。その他、外壁等の仕上材に含まれるアスベストやPCBやダイオキシンなど、詳細な調査結果等については政策推進課に直接お問い合わせください。なお、物件は現況有姿での引渡しとなりますので、工作物や埋設物等の撤去及び処分が必要な場合は、申込者の負担で実施してください。また、この調査以外は、地下埋設物調査、地盤調査、土壌調査等を行っていません。
- (10) 本物件について、平成25年8月30日に、愛知県公報にて、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号。)第11条第2項の規定に基づく、形質変更時要届出区域の指定が解除されております。(愛知県告示第437号)
- (11) 本物件については、産総研瀬戸サイト調杯棟完成図等の貸出可能な資料(別表1)や、地中埋設配管図等の閲覧可能な資料が存在します(別表1の資料以外は保有していません)。貸出や閲覧を希望する場合は、政策推進課までお問い合わせください。なお、貸出に関しては、先着順でお申し込みの上、1週間以内の期間とさせていただきます。
- (12) 令和4年度及び5年度に地積測量・分筆登記を行っております。詳細な内容を確認したい場合は政策推進課までお問い合わせください。

3 登記建物等の取壊し

本物件に存する全ての登記建物等及び東側隣接地に越境している工作物(フェンス及びフェンス基礎)は、物件引渡し後、申込者にて土地の所有権移転から2年以内に、関係法令を遵守し適正に取壊してください。なお、取壊すことを条件としているため、登記建物等の所有権移転は行いません。申込者は取壊しまでの間、申込者所有地に瀬戸市名義の登記建物等が存することを認めることとし、瀬戸市に対して使用料等は請求できません。更に、申込者の負担にて滅失登記までを申込者が行うものとし、滅失登記申請時には、市から委任状を発行する予定です。土地の所有権移転から建物取壊しまでの登記建物等の管理についても、善良な管理者の注意をもって申込者が行うこととします。更に、これらについて遵守いただくため、5年間の買戻し特約の登記を行うものとし、

なお、本物件の価格は登記建物等の取壊しに係る費用(アスベスト撤去費用含む)を減額して算出しており、登記建物等を取壊さずに利活用することはできません。登記建物等の取壊し後は、市へ速やかに報告してください。

4 現地の確認

申込みをする前に、事前に必ず現地を確認してください。実際に現地をご覧になり、本案内書に記載のない事項についても申込みをされる方自身で調査の上、現地の状況等を確認してください。なお、本物件に関しては、門扉の施錠等がありますので、現地を確認する際は事前に瀬戸市役所政策推進課までご連絡ください。登記建物等の建物内も確認することができますので、ご希望の場合は併せてお知らせください。

Ⅱ 申込みに当たって

1 注意事項

- (1) 申込みを希望される方は、この要領を熟読のうえ、現地の状況、本要領の内容、法令に基づく規制、売払条件、契約条件、契約事項を十分に認識し、全て了解されたうえで申込みをしてください。
- (2) 同日に複数の申し込みがあった場合は、瀬戸市役所政策推進課にてくじを行い、くじにより購入者を決定いたします。くじになった場合の詳細は別途ご連絡をさせていただきます。
- (3) この要領に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び瀬戸市契約規則（昭和40年規則第18号）の定めるところにより処理します。

2 申込資格

申込みできる方は、次のいずれにも該当しない者とします。

- (1) 不動産の売買契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 公告日から申込日までの間において、地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当する者

3 費用について

申込みに必要な書類の作成及び提出にかかる費用は、申込みをされる方の負担となります。

Ⅲ 申込方法

1 申込み手続き

- (1) 申込み手続きの日時及び場所

日 時	令和6年3月14日（木）から令和6年11月29日（金）まで（ただし、土・日曜日及び祝日は除く。） 午前8時30分から午後5時15分まで
場 所	瀬戸市役所4階 政策推進課公共施設マネジメント係

- (2) 必要書類等

申込み手続きに必要な書類等は次のとおりです。所定の事項を記入し、押印（シャチハタ不可、法人にあっては代表者印）のうえ提出してください。

- ① 申込書
- ② 法人役員等に関する調書（法人の場合）
- ③ 誓約書

(3) 留意事項

- ① 提出後の書類の差し替えまたは再提出は認めません。
- ② 同日に複数の申し込みがあった場合は、瀬戸市役所政策推進課にてくじを行い、くじにより購入者を決定いたします。くじになった場合の詳細は別途ご連絡をさせていただきます。

IV 売払い条件

物件の売払い契約に際しては、次の条件を付しますので、あらかじめご承知おきのうえ、申込をしてください。

1 用途の制限

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類するものの用に供することはできません。
- (2) 物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供することはできません。
- (3) 物件を近隣住民との紛争を引き起こす原因となるような用途に使用することはできません。
- (4) 本物件は、申込者の土地利用用途を、5年の間別表2の範囲に限定した、制限付きの売払い物件であり、所有権移転から3年以内に指定用途に供すものとします。そのため、用途の制限について遵守いただくため、5年間の買戻し特約の登記を行います。また、この別表2については建築基準法別表第二の概要を基にしたものであり、表中の文言等の表記は建築基準法別表第二に準じます。なお、すべての制限について掲載したものではないため、ここに掲載されていないものに関しては、必ず事前にお問い合わせください。

なお、土地利用の用途を確認するため、申込者は仮契約締結の7日前までに土地利用用途を確認できる図面等を政策推進課に提出することとします。政策推進課が内容を確認し、別表2の用途に該当すると認めた後に、仮契約を締結します。

2 登記建物等の建物取壊し

本物件に存する全ての登記建物等及び東側隣接地に越境している工作物（フェンス及びフェンス基礎）は、物件引渡し後、申込者にて土地の所有権移転から2年以内に、関係法令を遵守し適正に取壊しをしてください。なお、取壊すことを条件としているため、登記建物等の所有権移転は行いません。申込者は取壊しまでの間、申込者所有地に瀬戸市名義の登記建物等が存することを認めることとし、瀬戸市に対して使用料等は請求できません。更に、滅失登記までを申込者が行うものとし、滅失登記申請時には、市から委任状を発行する予定です。土地の所有権移転から建物取壊しまでの登記建物等の管理についても、申込者が行うこととします。更に、これらについて遵守いただくため、5年間の買戻し特約の登記を行うものとし、

なお、本物件の価格は登記建物等の取壊しに係る費用（アスベスト撤去費用含む）を減額して算出しており、登記建物等を取壊さずに利活用することはできません。登記建物等の解体後は、市へ速やかに報告してください。

3 実地調査

用途の制限に関し、禁止事項の違反の有無等を確認するために、申込者に対して参考となるべき資料の提出や、物件を調査させていただく場合があります。

4 契約違反の取り扱い

契約時に付された条件に違反した場合は、違約金（契約金額の20%に相当する額）や損害

賠償を請求する場合があります。

5 物件引渡し後の費用負担

上下水道・電気・ガス等の引き込みに必要となる費用等、物件の引渡し以後に必要な一切の費用は、申込者の負担となります。

V 契約の締結と物件の引渡し

1 売買仮契約の締結

(1) 申込後、30日以内に売買仮契約を締結します。なお、土地利用用途を確認するため、申込者は仮契約の7日前までに土地利用用途を確認できる図面等を政策推進課に提出してください。政策推進課が内容を確認し、別表2の用途に該当すると認めた後に、仮契約を締結します。なお、期限までに土地利用用途を確認できる図面等の提出がない場合や、仮契約を締結されない場合は、申込みは無効となりますのでご注意ください。

(2) 売買仮契約書に貼付する収入印紙の購入費用等は、すべて申込者の負担となります。

2 売買契約の締結

申込者は、売買仮契約締結後、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和52年条例第1号）第3条に基づき、瀬戸市議会定例会に議案上程し、議案議決後に仮契約を本契約とします。

3 売買代金の納付

売買代金は、2の本契約と同時に契約保証金として売買代金の100分の10以上の金額を納付し、残額については売買契約書契約日（議決日）から30日以内までに納付書にて全額納付していただきます。

なお、契約保証金は、売買代金納付時に売買代金に充当するものとし、売買代金が納付されないときや、契約が解除となったときは、市が取得します。

4 所有権の移転及び物件の引渡し

売買代金を全額納付されたときに所有権が移転するものとします。また、同時に物件の引渡しがあったものとします。

5 所有権移転登記

(1) 物件の引渡し後、申込者の請求により、市が所有権移転登記の嘱託手続きを行います。

(2) 土地の分筆、地図（法務局の公図）訂正、地積更生等は必要に応じて所有権移転登記後に申込者が行ってください。

(3) 所有権移転登記及び滅失登記に必要な登録免許税及び住民票（法人の場合は法人登記簿謄本）取得などの費用は、すべて申込者の負担となります。

6 建物取壊し及び滅失登記

本物件に存する建物で不動産登記のしてある建物（家屋番号110及び附属建物）については、申込者にて取壊してください。所有権移転は行いませんので、滅失登記手続きに際し、委任状を発行いたします。なお、この滅失登記にかかる費用についても申込者の負担となります。

建物図面一覧

番号	資料名	冊数	
1	瀬戸分室庁舎及び試験研究棟 機械設備工事 (第1回変更工事) 6	1式	
2	瀬戸分室庁舎及び研究棟 機械設備工事 第2回工事 第1回変更分を含む エレベーター設備工事を含む 7	1式	
3	乾燥焼成研究棟その他 電気・機械設備工事	1式	
4	産総研瀬戸サイト 屋外実験排水管改修工事	1式	
5	瀬戸分室2棟 実験排水処理施設管理棟 (完成図・機械設備・電気計装設備)	1式	
6	瀬戸分室5棟6棟屋外変電 試作棟焼成棟 国有財産台帳付属図面 建築・電気・機械	1式	
7	産総研瀬戸サイト調杯棟 完成図	1式	
8	瀬戸分室2棟 実験排水処理施設管理棟 国有財産台帳付属図面 機械	1式	
9	瀬戸分室3棟 原料調整棟 国有財産台帳付属図面 建築・電気・機械	1式	
10	成型乾燥研究棟 (試作棟)	1式	
11	瀬戸分室原料調整検討 電気・建築	1式	
12	西茨排水穴改修工事	1式	
13	瀬戸分室施設図面	1式	
14	名古屋工業技術試験瀬戸分室庁舎及び研究棟建築工事	1式	
15	平成17年中部センター瀬戸サイト情報ネットワーク改修工事 完成図	1式	
16	2 瀬戸分室庁舎及び研究棟 建築変更工事第1回2回	1式	
17	3 瀬戸分室庁舎及び研究棟 建築工事 第2回工事 変更工事第2回	1式	
18	本所(保)3 瀬戸分室庁舎及び研究棟 倉庫 車庫 建築工事	1式	
19	5 瀬戸分室庁舎及び研究棟 電気設備工事 第2回工事 変更工事を含む	1式	
20	本所(保)7 機械設備工事 第2回工事 第1回変更分を含む エレベーター設備工事を含む	1式	
21	瀬戸分室電気工事 庁舎及び研究棟	1式	

※市が保有する建物図面は上記一覧以外にございません。ご承知おきください。

別表 2

用途地域内の建築物の用途制限 適否欄の○…建築可 ×…建築不可 ▲…制限付建築可		適否	備 考
住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿		○	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50 m ² 以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満		○	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が 150 m ² 以下のもの	○	
	店舗等の床面積が 150 m ² を超え、500 m ² 以下のもの	○	
	店舗等の床面積が 500 m ² を超え、1,500 m ² 以下のもの	○	
	店舗等の床面積が 1,500 m ² を超え、3,000 m ² 以下のもの	○	
	店舗等の床面積が 3,000 m ² を超え、10,000 m ² 以下のもの	○	
	店舗等の床面積が 10,000 m ² を超えるもの	○	
事務所等	事務所等の床面積が 150 m ² 以下のもの	○	
	事務所等の床面積が 150 m ² を超え、500 m ² 以下のもの	○	
	事務所等の床面積が 500 m ² を超え、1,500 m ² 以下のもの	×	
	事務所等の床面積が 1,500 m ² を超え、3,000 m ² 以下のもの	×	
	事務所等の床面積が 3,000 m ² を超えるもの	×	
ホテル、旅館		○	
遊戯施設 ・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等	▲	▲3,000 m ² 以下かつ屋 内施設に限 る
	カラオケボックス等	○	
	麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券・車券発売所等	×	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場	○	
	キャバレー等、個室付浴場等	×	

次ページへ続く

公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校		○		
	大学、高等専門学校、専修学校等		○		
	図書館等		○		
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等		×		
	神社、寺院、教会等		×		
	病院		×		
	公衆浴場、診療所、保育所等		○		
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等		×		
	老人福祉センター、児童厚生施設等		×		
	自動車教習所		×		
工場・倉庫等	単独車庫（附属車庫を除く）		×		
	建築物附属自動車車庫		×		
	倉庫業倉庫		×		
	畜舎（15㎡を超えるもの）		×		
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下		×		
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場		×		
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場		×		
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場		×		
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場		×		
	自動車修理工場		×		
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量	量が非常に少ない施設		×	
		量が少ない施設		×	
		量がやや多い施設		×	
量が多い施設		×			
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等			×		

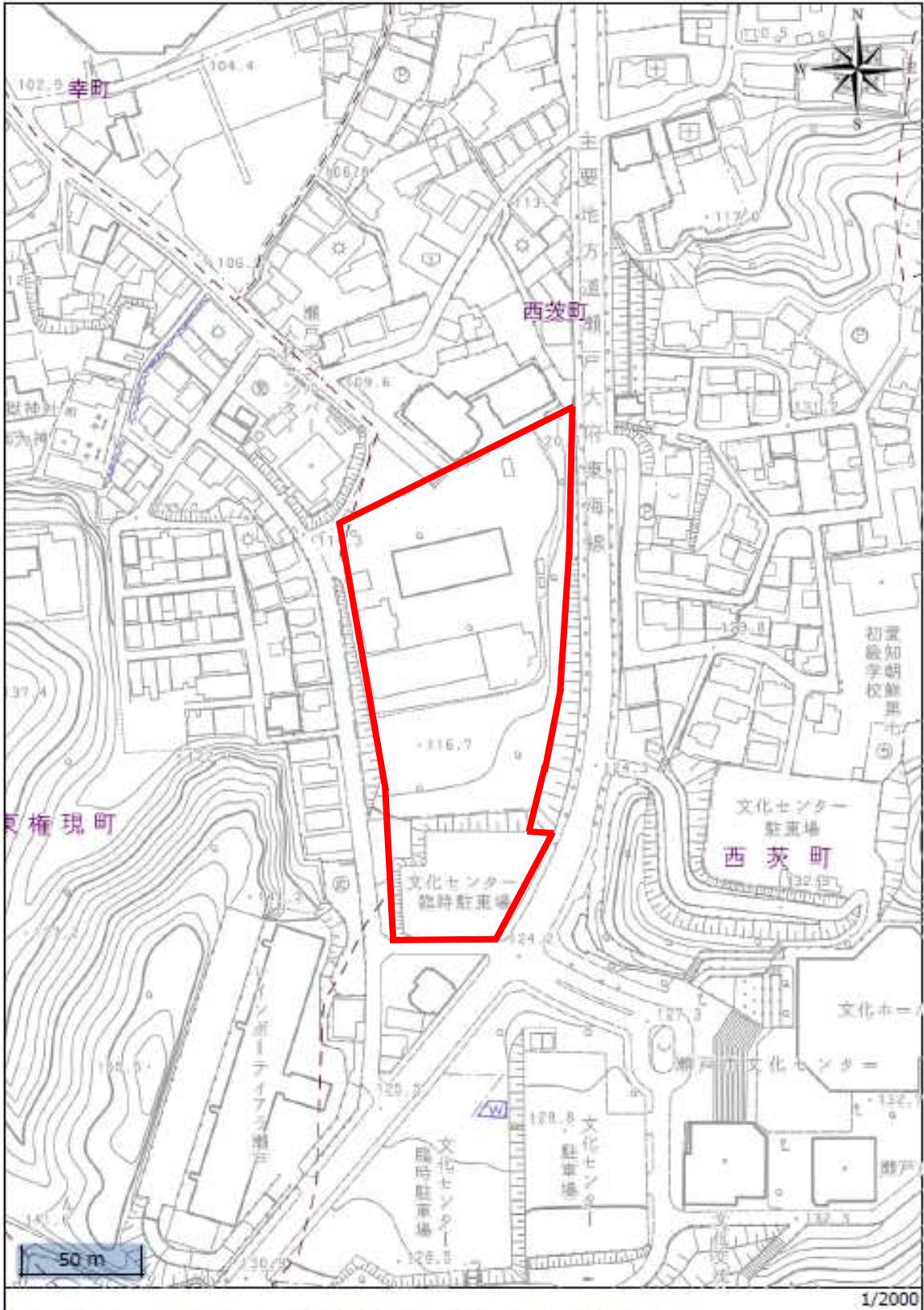
注) 本表は、建築基準法別表第二の概要を基にしたものであり、表中の表記は建築基準法別表第二に準じます。また、すべての制限について掲載したものではないため、ここに掲載されていないものに関しては、必ず事前にお問い合わせください。

物件調書 2

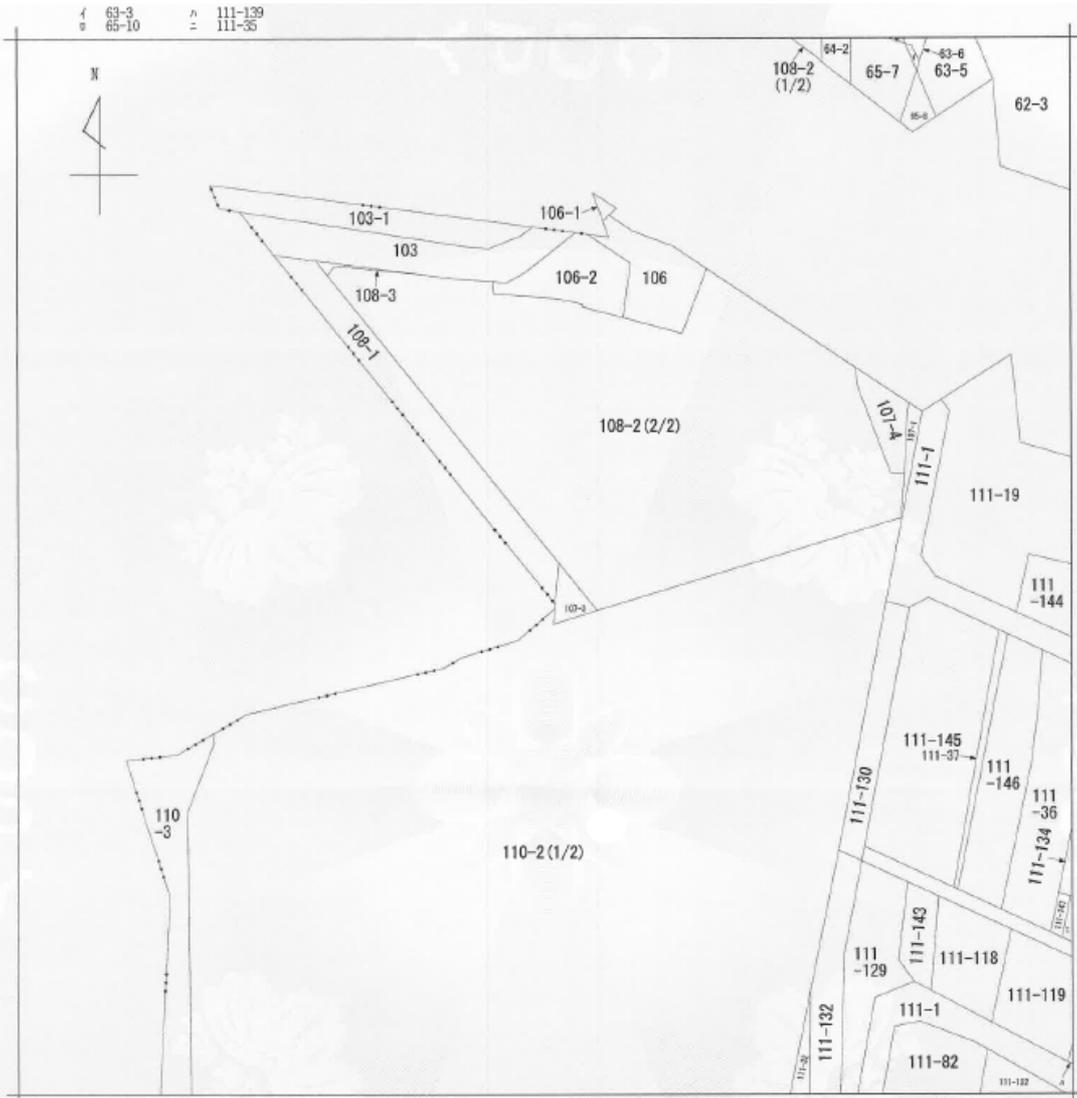
土地	所在	瀬戸市西茨町110番2、113番2、113番20			
	面積	公簿	14,406.01㎡	実測	14,406.49㎡
	地目	公簿	宅地、雑種地	現況	宅地、雑種地
	接道状況	東側の幅員約16.0mの県道、南側の幅員6.0mの市道、北側の未認定道路に接面			
参考価格	金350,000,000円 ※鑑定評価額から登記建物解体費（アスベスト撤去費用含む）を控除した額				
法規制等	用途地域	準工業地域・第一種住居地域			
	建ぺい率	60%			
	容積率	200%			
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地造成等規制区域内、景観計画区域内（せと・街なか景観ゾーン）、防火地域指定なし（建築基準法22条区域）、立地適正化計画内（都市機能誘導区域・居住誘導区域）、都市計画施設内、建築協定外、地区計画外、愛知県建築基準条例（がけ条例）該当有、その他の規制有（建築基準法等） ・騒音・振動指定地域該当有、悪臭規制地域該当有 ・砂防指定地内につき、詳細は愛知県尾張建設事務所に確認してください。 ・工場立地法該当の可能性有、鉱業権該当有 ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域外 			
供給施設	上水道	北側道路に本管あり。引込管あり。			
	下水道	公共下水道供用区域内。			
	都市ガス	東側県道の一部、南側市道、北側道路に本支管あり。引込管なし。			
交通	鉄道	名鉄瀬戸線 尾張瀬戸駅	約 700m		
公共施設	本支所	瀬戸市役所	約1,400m		
	小学校	瀬戸市立陶原小学校	約1,200m		
	中学校	瀬戸市立水無瀬中学校	約 700m		
備考	<p>※ この調書は、調査時点における一般的な調査内容を記載したもので、現時点で変更されている場合があります。詳細については、入札参加者で関係各所へ直接ご確認ください。また、この調書と現況との間に差異が生じている場合は、現況を優先します。</p> <p>※ 譲渡面積が5,000㎡を超えるため、瀬戸市議会の議決が必要となります。そのため、落札者とは、落札後に土地売買（仮）契約書を締結し、その後、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項第6号の規定による瀬戸市議会の議決がなされたとき（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和52年瀬戸市条例第1号）第3条の規定による議会（令和6年6月定例会を予定）において議決を経たとき）に、本契約に移行します。</p> <p>※ 入札物件には、本物件に存する全ての登記済建物等（付属建物及び附随する設備を含む。以下「登記建物等」という。）、工作物（フェンス、擁壁、給排水施設、舗装、車止めなど）、樹木などが含まれます。物件調書と現況との間に差異が生じている場合は、現況を優先し、本契約後の物件の引渡しも現況有姿で行います。引渡し後についても、市はこれらの撤去、修繕、並びに構造、機能の保証は一切行いません。また、引渡し後に近隣住民より苦情等がないように、落札者の負担で当該土地、登記建物等、工作物、樹木等の維持管理（除草等含む）を行ってください。</p>				
続く					

- ※ 本物件に存する建物においては、平成13年に発見された吹付材（吹付けアスベスト等）については、除去を完了しております。また、平成17年10月に建物の室内や階段への吹付材の調査を実施しており、これにより確認された吹付材はありません。その他、外壁等の仕上材に含まれるアスベストやPCBやダイオキシンなど、調査結果等については政策推進課に直接お問い合わせください。また、この土壤汚染調査以外に地下埋設物調査、地盤調査、土壌調査等は行っていません。
- ※ 本物件について、平成25年8月30日に、愛知県公報にて、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。）第11条第2項の規定に基づく、形質変更時要届出区域の指定が解除されております。（愛知県告示第437号）
- ※ 入札物件は、土地の価格から本物件に存する登記建物等の建物解体費（アスベスト撤去費用含む）を控除した価格を参考価格として設定しております。そのため、登記建物等については、土地所有権移転から2年以内に、落札者の負担にて解体撤去してください。なお、今回の入札は登記建物等の解体撤去を前提としているため、登記建物等の所有権移転登記は行いません。
- ※ 登記建物等に関する建物図面等があります。（すべての建物の図面があるわけではありません。）内容の確認及び図面の借用等を希望する場合は政策推進課までご連絡ください。当該図面の借用は先着順とし、借用期間は1週間以内とします。（政策推進課窓口にて借用書をご記入いただきます。）
- ※ 登記建物等の解体撤去後は、市へ速やかに報告してください。
- ※ 登記建物等の滅失登記につきましては落札者の負担で行ってください。（登記建物の所有権は瀬戸市であるため、滅失登記に必要な書類（委任状等）を落札者からの依頼を受け、必要に応じ対応します。）
- ※ 地中埋設配管図は存在します。政策推進課までお問い合わせください。
- ※ 令和4年度及び5年度に地積測量・分筆登記を行っております。土地の高低など測量図面等を確認したい場合は政策推進課までお問い合わせください。
- ※ 東側隣接地（県道瀬戸大府東海線の愛知県敷地）との間に入札物件に含む工作物（フェンス及びフェンス基礎）があります。この工作物の一部が、愛知県所有の東側隣接地に越境しておりますので、土地所有権移転から2年以内に、落札者の負担にてこの越境を解消してください。また、東側隣接地の工作物（ガードパイプ及びガードパイプ基礎）が本物件に越境している可能性があります。
- ※ 北側隣接地との間に入札物件に含む工作物（石積擁壁及び植栽）の一部が北側隣接地に越境しており、北側隣接地の工作物（コンクリート擁壁及びコンクリートブロック）の一部が本物件に越境しています。これに関しては、隣接地所有者と確認書を締結しています。
- ※ 西側隣接地との境界をまたぐ形で、入札物件に含む工作物（フェンス、フェンス基礎及び附随設備基礎）が存します。これらに関しては、落札者が希望する場合、必要に応じて隣接地権者と協議の上、処理してください。
- ※ 入札物件内の南東に瀬戸市の道路照明灯が設置されております。維持管理課と協議のうえ、落札者の負担にて移設・撤去等についてご対応ください。
- ※ がけ条例に該当する可能性の高い法面を含んでいますのでご注意ください。
- ※ 土地利用について、落札者の土地利用用途を別表2の範囲に限定しており、所有権移転より3年以内に事業を開始してください。別表2以外の用途には使用できません。
- ※ 土地利用用途を確認するため、落札者は仮契約の7日前までに土地利用用途を確認できる図面等を政策推進課に提出してください。政策推進課が内容を確認し、別表2の用途に該当すると認められた後に、仮契約を締結します。
- ※ 登記建物等解体の確約及び、将来に向けて土地利用用途を遵守させるため、5年間の買戻し特約の登記を付します。
- ※ 交通、公共施設との距離は、あくまで目安です。（本物件は面積が大きく、測定地点により特に大きく異なります。）
- ※ 参考価格は固定資産税評価額と異なります。（課税等は現況課税となります。）

物件2 位置図



物件2 公図(写し)1/3



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求分	所在	瀬戸市西茨町				地番	110番2	
出力縮尺	1/600	精度区分	座標系 文号 座番 は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日 (原因)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和5年3月28日
名古屋法務局春日井支局
請求番号：25-1
(1/2)

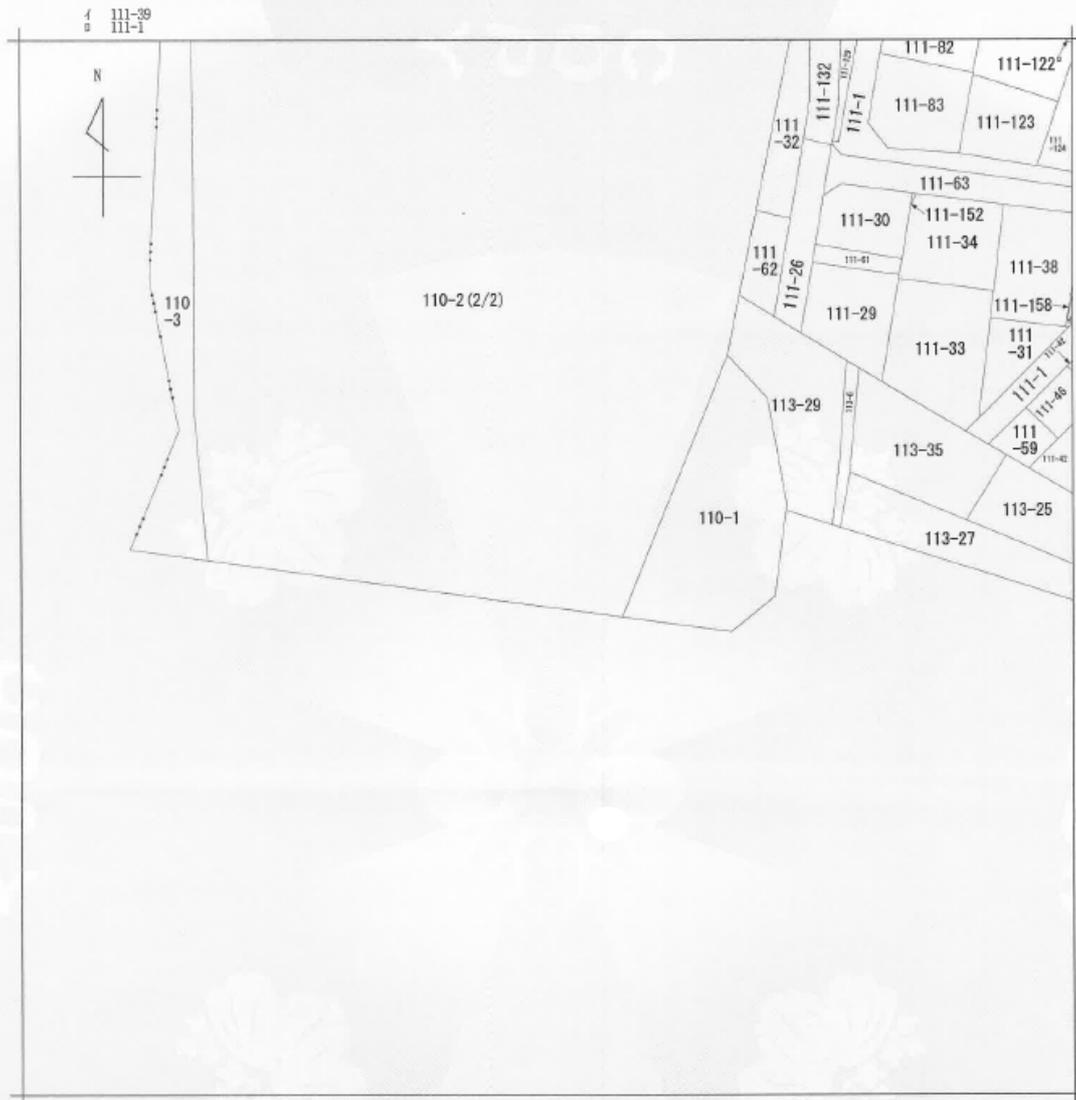
登記官

南英樹

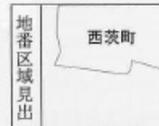


公用

物件2 公図(写し)2/3



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部分	所在 瀬戸市西茨町				地番 110番2			
出力縮尺	1/600	精度区分	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図	
作成年月日				備付年月日(原図)			補事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和5年3月28日
名古屋法務局春日井支局

請求番号：25-1
(2/2)

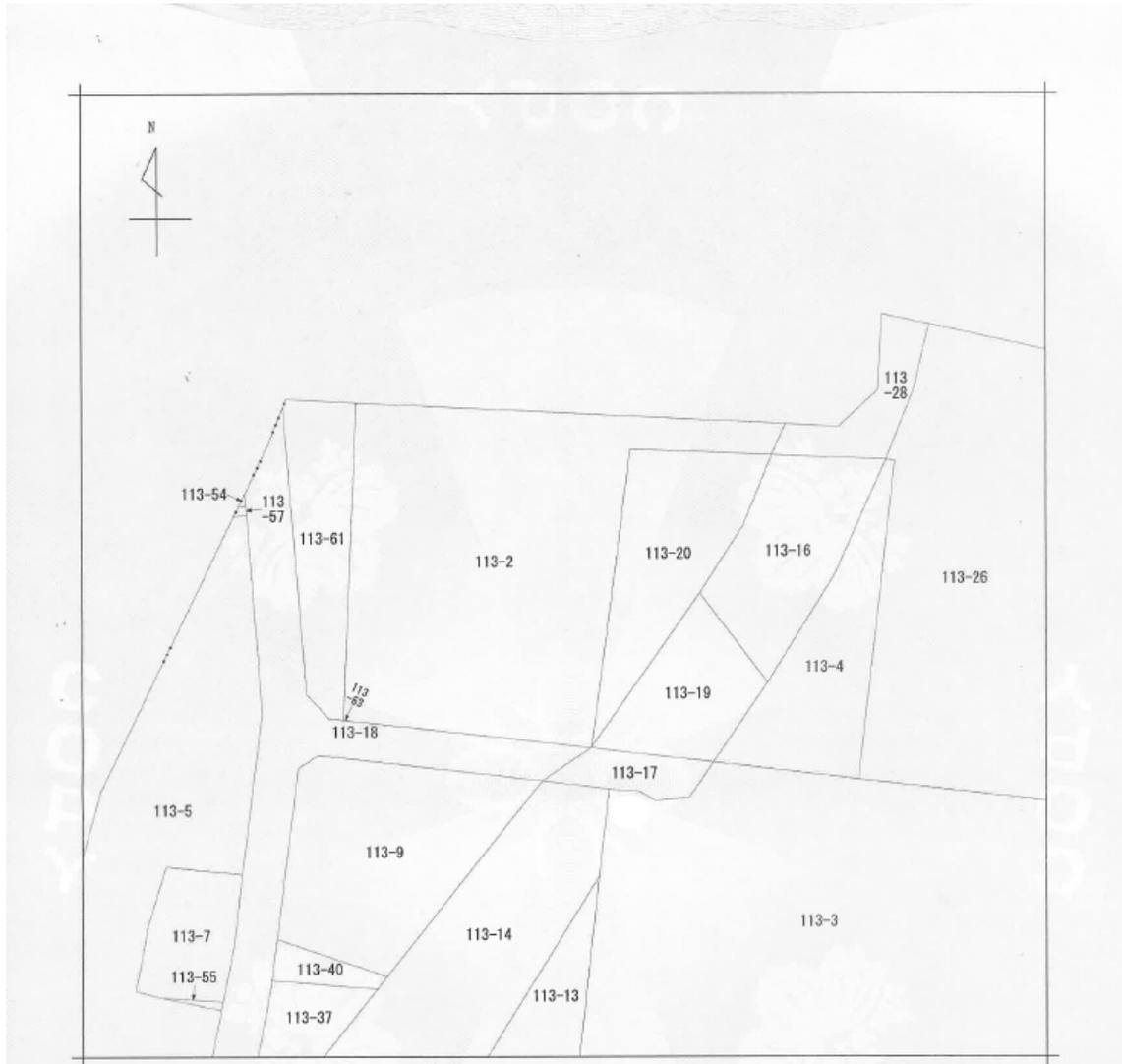
登記官

南天樹



公用

物件2 公図(写し)3/3



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部分	所在	瀬戸市西沢町			地番	113番2		
出力縮尺	1/600	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和5年11月14日
名古屋法務局春日井支局
登記官

柴田昌重



請求番号：39-1
(1/1)

公用

物件2 地積測量図(写し)1/2

公用

登記年月日：令和5年3月27日

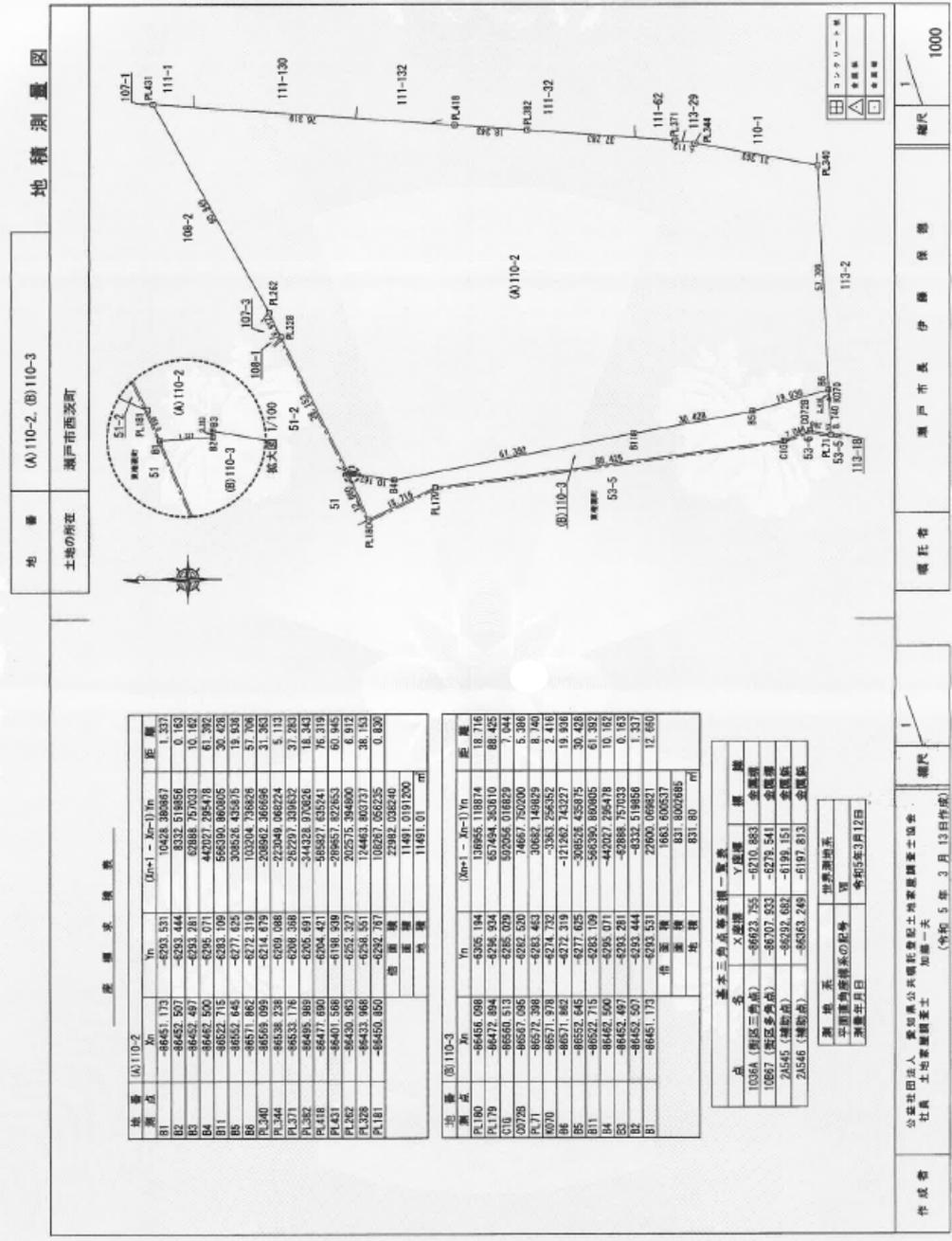
これは図面に記載されている内容に正確した範囲である。
 令和5年3月27日 名古屋法律事務所 日比野 啓

測量者

監査者



清水番号：25-2



作成者 公益社団法人 愛知県公共測量士協会 瀬戸支部
 社員 土田 啓一
 測量年月日 令和5年3月12日
 測量地番 (A)110-2, (B)110-3
 縮尺 1/1000

物件2 地積測量図(写し)2/2

登記年月日：令和5年11月13日

これは図面と同等とされている内容を証明した測量図である。
 令和5年11月13日 国土院測量員 日井文尚

公用

登記官

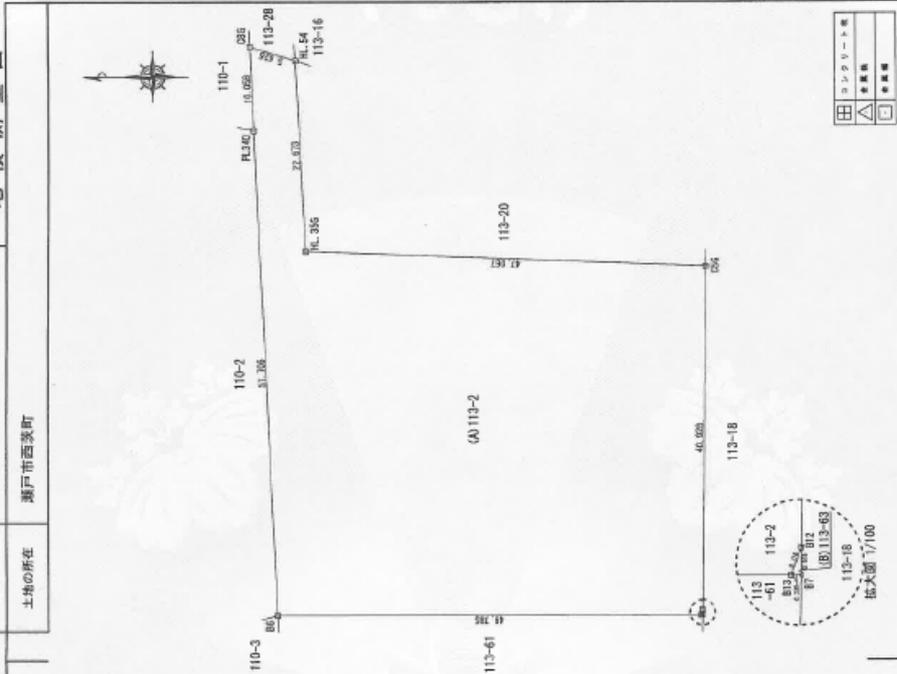
柴田昌重



請求番号：39-2

地積測量図

地番	(A)113-2、(B)113-63
土地の所在	瀬戸市西沢町



田	コソクノト
△	測量
□	境界

作成者	公法社田井人 測量員 公法社田井人 測量員 公法社田井人 測量員 公法社田井人 測量員
嘱託者	瀬戸市長 川本 謙之
縮尺	1/500

座標求積表

測点	Xm	Yn	(Xm+1 - Xm-1)Yn	距離
B6	-86571.862	-8772.319	326597.818812	46.785
B13	-86621.647	-8772.393	313757.642646	0.716
B12	-86621.884	-8771.717	30853.725144	40.928
OS	-86622.275	-8730.791	-30859.198078	97.097
HL 356	-86572.248	-8728.844	-300708.800848	2.672
OS 24	-86548.653	-8704.876	-30473.410624	10.058
OS 24	-86548.653	-8704.876	20073.431770	57.705
PL340	-86668.098	-8714.875	4618.556348	2308.528240
倍面積			2308.528240	
面積			2308.25	m ²

測点	Xm	Yn	(Xm+1 - Xm-1)Yn	距離
B13	-86621.647	-8772.393	-43.606781	0.230
B7	-86621.877	-8772.393	1486.557141	0.578
B12	-86621.884	-8771.717	-1442.884910	0.716
倍面積			0.155480	
面積			0.077740	m ²

基本三角測量一覽表

点	X座標	Y座標	標高
1036A (街区三角点)	-86623.755	-8740.883	46.800
10607 (街区三角点)	-86707.833	-8728.541	46.800
28545 (補助点)	-86692.662	-8719.151	46.800
28546 (補助点)	-86583.249	-8737.813	46.800

測地系 世界測地系

平面座標系の記号	44
測量年月日	令和5年10月26日

物件2 求積図(写し)

座標求積表

地番 110					
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距離	
PL180	-86456.098	-6305.194	138991.696536	18.716	
PL179	-86472.884	-6296.934	657494.363810	88.425	
C10	-86560.513	-6285.029	592056.016829	7.044	
C072B	-86567.095	-6282.520	74667.750200	5.386	
PL71	-86572.398	-6283.463	30682.149829	8.740	
K070	-86571.978	-6274.732	-20700.340868	60.123	
PL340	-86569.099	-6214.679	-209683.269460	31.363	
PL344	-86538.238	-6209.088	-223049.068224	5.113	
PL371	-86533.176	-6208.368	-262297.339632	37.283	
PL382	-86496.989	-6205.691	-344328.970826	18.343	
PL418	-86477.690	-6204.421	-585827.635241	76.319	
PL431	-86401.568	-6198.939	-289657.822653	60.945	
PL262	-86430.963	-6252.327	202575.394800	6.912	
PL328	-86433.968	-6258.551	124463.803737	38.153	
PL181	-86450.850	-6292.767	139258.933710	13.490	
		倍面積	24645.682347		
		面積	12322.8311735		
		地積	12322.83		m ²

地番 113-2					
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距離	
PL71	-86572.398	-6283.463	288487.502867	45.799	
HL-4A	-86617.887	-6278.146	310510.823014	5.400	
C4A	-86821.857	-6274.486	27567.542512	43.697	
C5B	-86622.279	-6230.791	-290410.937719	47.067	
HL 35G	-86575.248	-6228.944	-300708.500544	22.673	
HL 54	-86574.003	-6206.305	-41060.913880	5.626	
C8B	-86568.632	-6204.631	-30427.510424	10.068	
PL340	-86569.099	-6214.679	20794.315934	60.123	
K070	-86571.978	-6274.732	20700.340868	8.740	
		倍面積	5422.682629		
		面積	2711.3313140		
		地積	2711.33		m ²

地番 113-20					
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距離	
HL 35G	-86575.248	-6228.944	300708.500544	47.067	
C5B	-86622.279	-6230.791	293140.024177	0.320	
HL 36	-86622.295	-6230.471	-15351.880544	2.988	
HL 37G	-86619.815	-6228.803	-31106.642182	3.009	
HL 38G	-86617.301	-6227.150	-31415.971750	3.009	
HL 39G	-86614.770	-6225.523	-31725.265208	3.009	
HL 40G	-86612.205	-6223.949	-32059.561299	3.008	
HL 41G	-86609.619	-6222.413	-32366.547600	3.009	
HL 42G	-86607.005	-6220.923	-32659.845750	3.010	
HL 43G	-86604.369	-6219.470	-32925.874180	3.007	
HL 44G	-86601.711	-6218.064	-33291.514656	3.029	
HL 45	-86599.015	-6216.604	-33670.093600	3.013	
HL 46	-86596.311	-6215.155	-33618.855196	2.983	
HL 47G	-86593.606	-6214.098	-33891.690492	3.016	
HL 48G	-86590.857	-6212.858	-34220.421864	3.008	
HL 49G	-86588.096	-6211.659	-34468.495791	3.030	
HL 50	-86585.308	-6210.478	-34716.572020	2.992	
HL 51G	-86582.508	-6209.422	-34791.391466	2.998	
HL 52G	-86579.705	-6208.358	-34922.013750	3.008	
HL 53G	-86576.883	-6207.316	-35394.115832	3.052	
HL 54	-86574.003	-6206.305	-10147.308675	22.673	
		倍面積	1214.462867		
		面積	607.2314335		
		地積	607.23		m ²

物件2 登記簿(表題部・写し)1/3

公用 愛知県瀬戸市西浜町110-2 現在事項証明書 (土地)

表題部 (土地の表示)		調製	平成6年9月8日	不動産番号	1810000167158
地図番号	[空白]	筆界特定	[空白]		
所在	瀬戸市西浜町			[空白]	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
110番2	宅地	11491	01	①③110番2、110番3に分筆 〔令和5年3月27日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
4	所有権移転	平成26年5月22日 第23373号	原因 平成26年4月30日譲与 所有者 瀬戸市



これは登記記録に登録されている現に効力を有する事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和5年12月7日
名古屋法務局春日井支局

登記官

柴田昌重



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

登録番号 D01671 (4/7)

1/1

物件2 登記簿(表題部・写し)2/3

公用

愛知県瀬戸市西浜町113-2

現在事項証明書

(土地)

表題部 (土地の表示)		調製	平成6年9月8日	不動産番号	1810000167263
地区番号	[全頁]	筆界特定	[全頁]		
所在			瀬戸市西浜町	[全頁]	
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
113番2	雑種地	2308		昭和62年3月日不詳一部地目変更 ③113番2、113番63に分筆 〔令和5年11月13日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
2	所有権移転	平成7年12月7日 第25580号	原因 平成7年12月6日売買 所有者 瀬戸市



これは登記記録に登録されている現に効力を有する事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和5年12月7日
名古屋法務局春日井支局

登記官

柴田 昌重



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D01671 (5/7)

1/1

物件2 登記簿(表題部・写し)3/3

公用

愛知県瀬戸市西沢町113-20

現在事項証明書

(土地)

表題部 (土地の表示)		調製	平成6年9月8日	不動産番号	1810000167281
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在			瀬戸市西沢町	[余白]	
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
113番20	雑種地	607		②昭和56年月日不詳変更 〔昭和60年4月17日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
2	所有権移転	平成7年12月7日 第25580号	原因 平成7年12月6日売買 所有者 瀬戸市



これは登記記録に記載されている現に効力を有する事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

令和5年12月7日
名古屋法務局春日井支局

登記官

柴田昌重



* 下線のあるものは権利事項であることを示す。

整理番号 D01671 (6 / 7)

1 / 1

物件2 登記簿(建物・表題部・写し)1/2

公用 愛知県瀬戸市西茨町110 現在事項証明書 (建物)

表 題 部 (主である建物の表示)		調製	[全 白]		不動産番号	1810001122757	
所在図番号	[全 白]						
所 在	瀬戸市西茨町 110番地				[全 白]		
家屋番号	110番 [全 白]						
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m ²			原因及びその日付〔登記の日付〕		
事務所	鉄筋コンクリート造陸屋根 4階建	1階	606	83	②③錯誤 〔平成23年3月25日〕		
		2階	620	41			
		3階	620	73			
		4階	620	73			
表 題 部 (附属建物の表示)							
符 号	①種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕		
1	排水処理 施設	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	5.4	3.1	昭和51年5月10日新築 〔平成11年7月13日〕		
2	研究所	鉄骨造スレート葺3 階建	1階	241	7.4	昭和47番3月23日新築	
			2階	125	2.8	昭和51年3月10日増築	
			3階	1.3	2.3	〔平成11年7月13日〕	
3	研究所	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	6.71	7.7	昭和48年3月25日新築 昭和49年6月3日増築 〔平成11年7月13日〕		
4	研究所	鉄骨木造スレート葺 平家建	6.8	4.9	昭和8年5月12日新築 昭和42年6月20日増築 昭和49年6月3日増築 昭和52年11月26日増築 昭和53年3月30日増築 〔平成11年7月13日〕		
5	ポンペ置 場	鉄骨造スレート葺平 家建	2	5.1	昭和53年10月4日新築 〔平成11年7月13日〕		
6	倉庫	鉄骨造陸屋根平家建	4.9	6.8	昭和51年6月21日新築 〔平成11年7月13日〕		
7	車庫	コンクリートブロッ ク造陸屋根平家建	1.8	7.5	昭和51年6月21日新築 〔平成11年7月13日〕		
10	自転車置 場	鉄骨造亜鉛メッキ鋼 板葺平家建	1.0	5.6	昭和55年3月24日新築 〔平成11年7月13日〕		
1	排水処理 施設	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	5.2	3.4	①錯誤 〔平成23年3月25日〕		
2	研究所	鉄骨造亜鉛メッキ鋼 板ぶき3階建	1階	237	0.8	②③平成14年12月17日変更、一部取 壊し	
			2階	125	2.8	〔平成23年3月25日〕	
			3階	1.3	2.3		
4	研究所	鉄骨・木造スレート ・亜鉛メッキ鋼板ぶ き平家建	3.68	4.9	②錯誤 〔平成23年3月25日〕		
5	ポンペ置 場	軽量鉄骨造スレート ぶき平家建	2	5.1	②錯誤 〔平成23年3月25日〕		

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号-D01671-(7/7) 1/2

物件2 登記簿(建物・表題部・写し)2/2

公用

愛知県瀬戸市西茨町110

現在事項証明書

(建物)

符号	①種類	②構造	③床面積 m ²	原因及びその日付【登記の日付】
7	車庫	コンクリートブロック造陸置組平家建	17.53	③錯誤 〔平成23年3月25日〕
15	ゴミ置場	鉄筋コンクリート・鉄骨造重鉛メッキ鋼板ぶき平家建	4.95	平成15年3月28日新築 〔平成23年3月25日〕

権利部(甲区) (所有権に関する事項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
4	所有権移転	平成26年5月22日 第23372号	原因 平成26年4月30日売買 所有者 瀬戸市



これは登記記録に登録されている現に効力を有する事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和5年12月7日
名古屋法務局春日井支局

登記官

柴田 昌重



* 下線のあるものは特約事項であることを示す。

整理番号 D01671 (7/7)

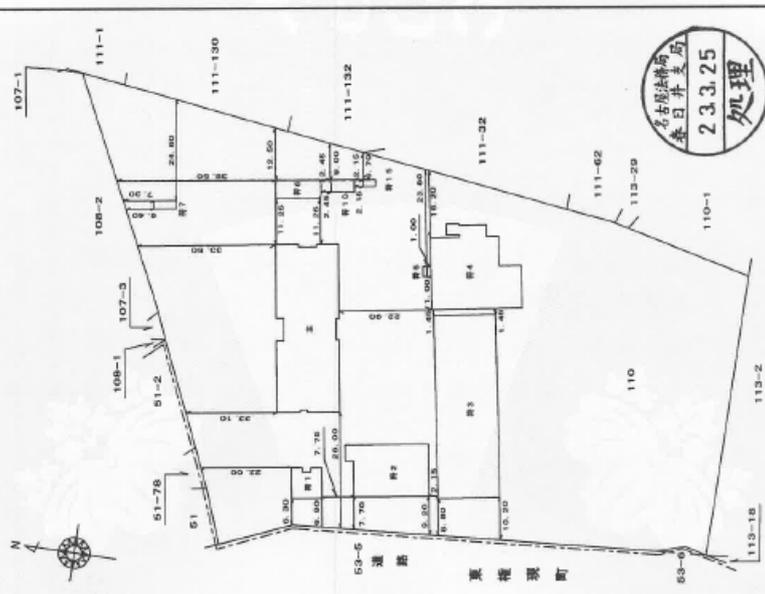
2/2

物件2 建物図面等(写し)1/7

次頁に図面に關する變更内容を示す。

建物図面
各階平面図

家屋番号 110番
建築物の所在 瀬戸市西家町110番地



名古屋法務局
春日井支局
23.3.25
処理

申請人 独立行政法人 産業技術総合研究所
理事長 野間口 有

縮尺 1/1000

作成者 名古屋市長東区梅津三丁目53番地
土地家屋調査士 松岡芳博
(平成23年3月5日作成)

(愛知県土地家屋調査士会 用紙)

登記年月日：平成23年3月25日

公用

これは印刷された図面に記載されている内容を証明した書面となる。

令和5年4月26日 名古屋法務局春日井支局

登記官

佐田昌重



請求番号：92-1 (1/7)

物件2 建物図面等(写し)2/7

公用

神戸市西宮町110

(1) 平成25年7月18日
本図面は写しである。



(2/7)

図面番号：32-1

(注) 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

物件2 建物図面等(写し)3/7

登記年月日：平成23年3月25日

公用

建物図面

各階平面図

家屋番号 110番

建物の所在 瀬戸市西家町110番地

(主) 2階

床面積
 5,600 x 0,600 = 3,360,000
 7,700 x 0,600 = 4,620,000
 15,180 x 39,920 = 605,985,600
 5,250 x 0,600 = 3,150,000
 5,500 x 0,600 = 3,300,000
 合計 620,415,600
 圧縮率 620.41%

(主) 1階

床面積
 5,600 x 0,600 = 3,360,000
 7,700 x 0,600 = 4,620,000
 15,180 x 17,210 = 261,247,800
 13,280 x 0,140 = 1,859,200
 15,280 x 0,140 = 2,139,200
 15,280 x 0,140 = 2,139,200
 15,180 x 17,210 = 261,247,800
 5,250 x 0,600 = 3,150,000
 5,500 x 0,600 = 3,300,000
 合計 606,833,600
 圧縮率 606.83%

(主) 3~4階
(各階同型)

床面積
 5,600 x 0,600 = 3,360,000
 7,700 x 0,600 = 4,620,000
 15,180 x 39,920 = 605,985,600
 5,250 x 0,600 = 3,150,000
 5,500 x 0,600 = 3,300,000
 合計 620,738,100
 圧縮率 620.73%

名古屋法律事務所
春日井支店
23.3.25
処理

作成者
名古屋市長尾三丁目53番地
土地家産調査士 株式会社
(平成23年 9月15日作成)

申請人
独立行政法人 産業技術総合研究所
理事長 野間口 有

縮尺 1/500

縮尺 1/500

(会 員 専 用)

請求番号：32-1 (3/7)

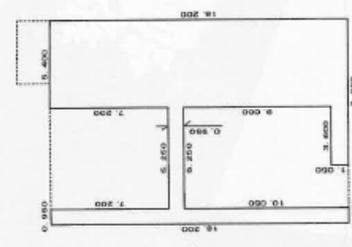
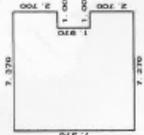
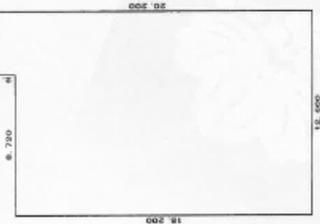
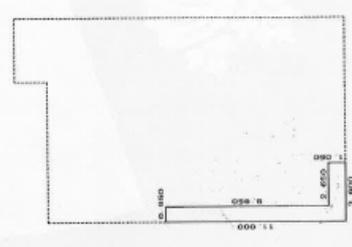
これは図面に記載された内容及び図章を証明した書面である。
 令和七年七月26日 名古屋技術総合研究所 春日井支店

登記官

柴田昌重



物件2 建物図面等(写し)4/7

登記年月日：平成23年9月25日 令和7年7月25日	家屋番号 110番 建物の所在 瀬戸市西家町110番地	建物図面 各階平面図	縮尺 1/250																																																
登記年月日：平成23年9月25日 令和7年7月25日		(特2) 2階  <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">米 積 換</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18,200 × 0,950</td> <td>= 17,2900000</td> </tr> <tr> <td>0,950 × 6,250</td> <td>= 5,9375000</td> </tr> <tr> <td>1,050 × 3,500</td> <td>= 3,7500000</td> </tr> <tr> <td>18,200 × 5,400</td> <td>= 98,2800000</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>125,2575000</td> </tr> <tr> <td>床面積</td> <td>125,258 m²</td> </tr> </tbody> </table>	米 積 換		18,200 × 0,950	= 17,2900000	0,950 × 6,250	= 5,9375000	1,050 × 3,500	= 3,7500000	18,200 × 5,400	= 98,2800000	合 計	125,2575000	床面積	125,258 m ²	(特1)  <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">米 積 換</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7,370 × 4,370</td> <td>= 46,9468000</td> </tr> <tr> <td>2,700 × 1,000</td> <td>= 2,7000000</td> </tr> <tr> <td>2,700 × 1,000</td> <td>= 2,7000000</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>52,3468000</td> </tr> <tr> <td>床面積</td> <td>52,348 m²</td> </tr> </tbody> </table>	米 積 換		7,370 × 4,370	= 46,9468000	2,700 × 1,000	= 2,7000000	2,700 × 1,000	= 2,7000000	合 計	52,3468000	床面積	52,348 m ²	(特2) 1階  <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">米 積 換</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18,900 × 8,700</td> <td>= 165,7040000</td> </tr> <tr> <td>20,200 × 3,880</td> <td>= 78,3760000</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>237,0800000</td> </tr> <tr> <td>床面積</td> <td>237,08 m²</td> </tr> </tbody> </table>	米 積 換		18,900 × 8,700	= 165,7040000	20,200 × 3,880	= 78,3760000	合 計	237,0800000	床面積	237,08 m ²	(特2) 3階  <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">米 積 換</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11,000 × 0,950</td> <td>= 10,4500000</td> </tr> <tr> <td>1,050 × 2,650</td> <td>= 2,7825000</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>13,2325000</td> </tr> <tr> <td>床面積</td> <td>13,23 m²</td> </tr> </tbody> </table>	米 積 換		11,000 × 0,950	= 10,4500000	1,050 × 2,650	= 2,7825000	合 計	13,2325000	床面積	13,23 m ²
米 積 換																																																			
18,200 × 0,950	= 17,2900000																																																		
0,950 × 6,250	= 5,9375000																																																		
1,050 × 3,500	= 3,7500000																																																		
18,200 × 5,400	= 98,2800000																																																		
合 計	125,2575000																																																		
床面積	125,258 m ²																																																		
米 積 換																																																			
7,370 × 4,370	= 46,9468000																																																		
2,700 × 1,000	= 2,7000000																																																		
2,700 × 1,000	= 2,7000000																																																		
合 計	52,3468000																																																		
床面積	52,348 m ²																																																		
米 積 換																																																			
18,900 × 8,700	= 165,7040000																																																		
20,200 × 3,880	= 78,3760000																																																		
合 計	237,0800000																																																		
床面積	237,08 m ²																																																		
米 積 換																																																			
11,000 × 0,950	= 10,4500000																																																		
1,050 × 2,650	= 2,7825000																																																		
合 計	13,2325000																																																		
床面積	13,23 m ²																																																		
作成者 名古屋市東区徳業三丁目53番地 土地家屋調査士(平成23年9月19日作成)	申請人 独立行政法人 産業技術総合研究所 理事 榎野 野間口 有	縮尺 1/250	縮尺 1/250																																																
名古屋法務所 春日井支店 23.3.25 処理		(愛知県土地家屋調査士会 用紙)																																																	

1.これは図面に記載された内容と一致する旨を証明した書面とする。

令和7年7月25日 名古屋法務局 春日井支店 登記官 柴田昌重

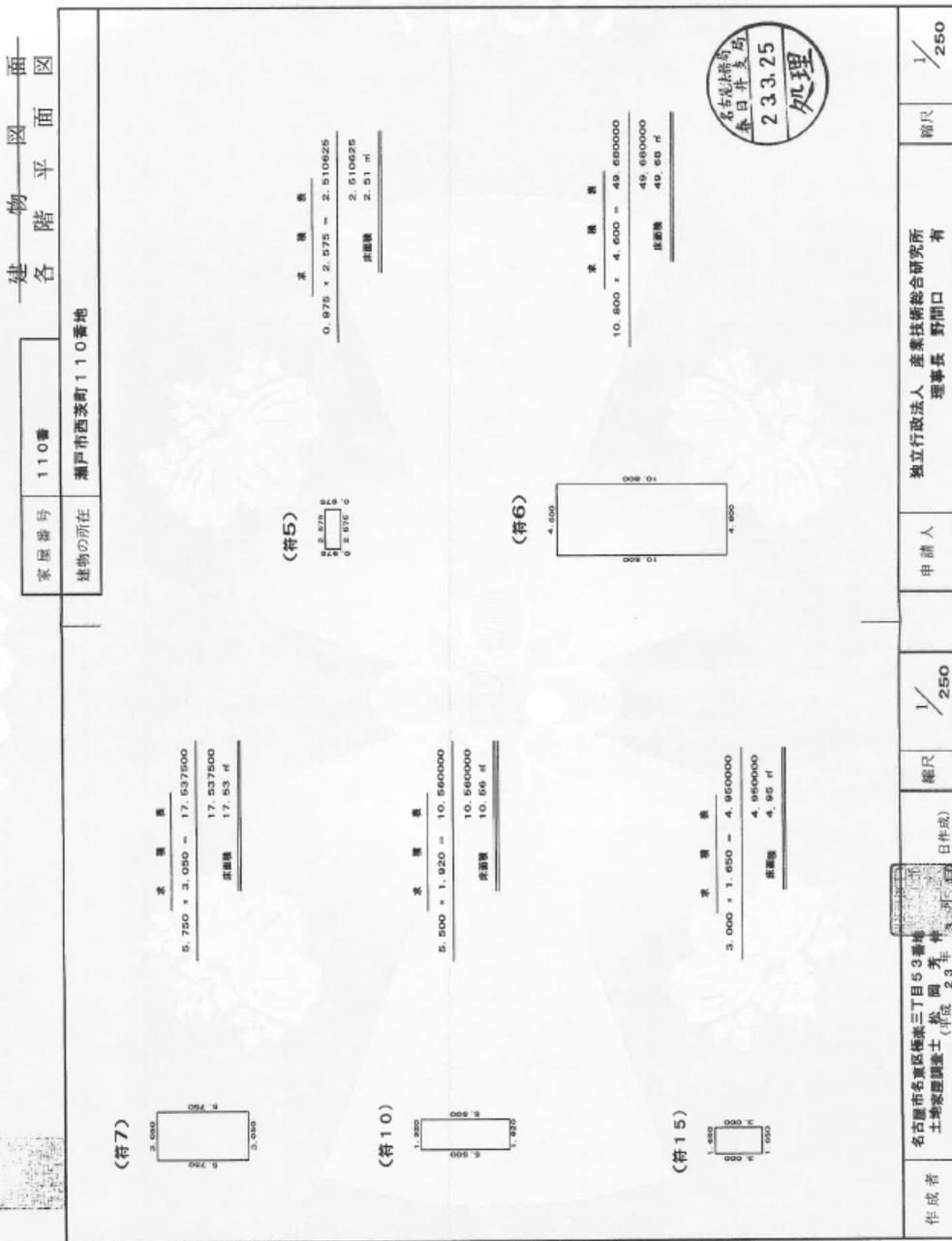
請求番号：32-1 (4/7)

物件2 建物図面等(写し)5/7

<p>公用</p>	<p>登記年月日：平成23年3月25日</p>	<p>建物図面 各階平面図</p>	<p>家屋番号 110番 建物の所在 瀬戸市西家町110番地</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>(特4)</p> <table border="1"> <thead> <tr><th colspan="2">求積数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>21,500 × 10,100 =</td><td>221,190,000</td></tr> <tr><td>16,500 × 7,280 =</td><td>120,120,000</td></tr> <tr><td>6,450 × 0,610 =</td><td>3,934,500</td></tr> <tr><td>2,250 × 2,250 =</td><td>5,062,500</td></tr> <tr><td>9,685 × 0,370 =</td><td>3,585,375</td></tr> <tr><td>合計</td><td>368,491,800</td></tr> <tr><td>原簿額</td><td>368,491,800</td></tr> </tbody> </table> </div> <div style="text-align: center;"> <p>(特3)</p> <table border="1"> <thead> <tr><th colspan="2">求積数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>14,980 × 44,845 =</td><td>671,778,100</td></tr> <tr><td>原簿額</td><td>671,778,100</td></tr> </tbody> </table> </div> </div>	求積数		21,500 × 10,100 =	221,190,000	16,500 × 7,280 =	120,120,000	6,450 × 0,610 =	3,934,500	2,250 × 2,250 =	5,062,500	9,685 × 0,370 =	3,585,375	合計	368,491,800	原簿額	368,491,800	求積数		14,980 × 44,845 =	671,778,100	原簿額	671,778,100	<p>作成者 名古屋市長区橋本三丁目5番地 土地家屋調査士 松岡 芳博 (平成23年3月15日作成)</p>	<p>縮尺 1/500</p>	<p>申請人 独立行政法人 産業技術総合研究所 理事長 野間口 有</p>	<p>縮尺 1/500</p>
求積数																														
21,500 × 10,100 =	221,190,000																													
16,500 × 7,280 =	120,120,000																													
6,450 × 0,610 =	3,934,500																													
2,250 × 2,250 =	5,062,500																													
9,685 × 0,370 =	3,585,375																													
合計	368,491,800																													
原簿額	368,491,800																													
求積数																														
14,980 × 44,845 =	671,778,100																													
原簿額	671,778,100																													
<p>以上は図面に記載された土地の縮小図面である。 令和5年7月26日 名古屋地籍調査目井文庫</p>		<p>登記官 松岡 芳博</p>		<p>封印</p>		<p>名古屋地籍調査士会 23.3.25 処理</p>		<p>(要知照土地家屋調査士会用紙)</p>																						
<p>請求番号：32-1 (5/7)</p>																														

物件2 建物図面等(写し)6/7

次回に図面に關する変更内容を示す。



公用
登記年月日：平成23年3月25日
これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和5年11月26日 名古屋法務司春日井支店

登記官 柴田昌重

請求番号：32-1 (6/7)

物件2 建物図面等(写し)7/7



土地売買仮契約書(案)

売渡人 瀬戸市 を甲とし、買受人 を乙として、甲乙の間において次の条項により、土地売買仮契約を締結する。

なお、この契約は仮契約であり、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、瀬戸市議会の議決がなされたときに、仮契約の内容をもって、譲渡契約（以下「本契約」という。）とする。また、その場合においても、別の契約書は作成せず、この契約書をもって本契約とする。ただし、議会の議決が得られないときは、この契約は無効となり、甲は損害賠償の責を負わない。

（契約の目的）

第1条 甲は、甲の所有に係る次に記載する土地（以下「売買土地」という。）を現況のまま次条に定める売買代金で乙に売り渡し、乙はこれを買受ける。

所在地	公簿表示		実測表示	
	地目	地積 m ²	地目	地積 m ²
瀬戸市西茨町110番2	宅地	11,491.01	宅地	11,491.01
瀬戸市西茨町113番2	雑種地	2,308	雑種地	2,308.25
瀬戸市西茨町113番20	雑種地	607	雑種地	607.23

（売買代金）

第2条 売買代金は、金 円とする。

（建物取壊し及び指定用途の義務）

第3条 乙は、売買物件上に存在する登記済建物等（附属建物及び附随する設備を含む。以下「登記建物等」という。）及び東側隣接地に越境している工作物（フェンス及びフェンス基礎）について、所有権移転から2年以内に取り壊しをしなければならない。取壊し費用は、乙の負担とする。

- 乙は、登記建物等の取り壊し完了後、速やかに所轄法務局に対して滅失登記を嘱託する。
- 前項の滅失登記に要する登録免許税その他の費用は、乙の負担とする。
- 登記建物等以外の一切の工作物の所有権は、売買土地の所有権移転の日をもって、甲から乙に移転するものとし、同日以後、乙の責任において管理処分する。
- 乙は、所有権移転から5年の間、売買物件を別表1に定める用途（以下「指定用途」という。）に供するものとし、指定用途以外の用途に供してはならない。
- 乙は、売買物件を、所有権移転から3年以内に指定用途に供さなければならない。

（売買土地の承諾事項）

第4条 乙は、「令和5年度制限付き市有財産一般競争入札参加要領（西茨町）」を熟読し、この内容を承諾しなければならない。

（実地調査等）

第5条 甲は、第3条に定める建物取壊し及び指定用途の義務に関し、必要があると認めるときは、乙に対し、物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件の利用状況等を直ちに甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく前2項に定める調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

（違約金）

第6条 乙は、第3条に定める建物取壊し及び指定用途の義務に違反したときは、契約金額の10分の2に相当する額を、違約金として甲に対し支払わなければならない。

2 乙は、前条第3項に定める義務に違反して調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ったときは、契約金額の10分の2に相当する額を、違約金として甲に対し支払わなければならない。

3 前2項の違約金は、第16条に定める損害賠償に係る損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

（契約保証金）

第7条 乙は、本契約と同時に、契約保証金として金 円を甲の発行する納入通知書により、甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、第16条に定める損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

3 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当する。

4 第1項の契約保証金には、利息を付さない。

（売買代金の納入）

第8条 売買代金の納入期限は、瀬戸市議会の議決があった日から45日以内とする。

2 乙は、前項の納入期限までに、売買代金から乙が既に納付した契約保証金を除いた金額金 円を、甲の発行する納入通知書により、甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

3 乙が前項に規定する義務を履行しないときは、前条第1項に定める契約保証金は、甲に帰属する。

（所有権の移転及び登記）

第9条 売買土地の所有権は、乙が売買代金の納付を完了したときに、甲から乙に移転する。

2 乙は、前項の規定により所有権が移転した後、甲に対して所有権移転の登記に必要な書類を提出し、甲は、乙の請求により速やかに所轄法務局に対して所有権移転登記を嘱託する。

3 前項の所有権移転登記に要する登録免許税その他の費用は、乙の負担とする。

（買戻しの特約）

第10条 甲は、乙が第3条に定める建物取壊し及び指定用途の義務に違反したときは、売買土地を買戻しすることができる。

2 前項の定めにより、甲が売買土地の買戻しを行ったことで、乙又は第三者に損害が生じても、甲はその責任を負わない。また、この場合、建物解体費用の精算を行わない。

3 甲及び乙は、所有権の移転登記と同時に、第1項に定める買戻し特約の登記を行うものとする。

4 前項の期間は5年間とする。

5 所有権移転の日から5年を経過した後、乙又は第三者からの依頼に基づき、第3項の買戻し特約の登記を抹消することができる。ただし、抹消登記に係る費用については、抹消登記申請者の負担とする。

（売買土地の引渡し）

第11条 売買土地の甲から乙への引き渡しは、第9条の所有権の移転と同時に、現況のまま行う。

(危険負担)

第12条 乙は、本契約締結後、第11条に定める売買土地の引渡しまでの間において、売買土地が甲又は乙のいずれの責めにも帰することのできない事由により滅失し、又はき損した場合は、甲に対して、売買代金の減免又は契約の解除を請求することができない。

(契約不適合責任)

第13条 乙は、この契約締結後、売買土地に種類、品質(産業廃棄物の埋設等含む)、数量に関してこの契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、甲に対して、履行の追完請求、売買代金の減免請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

2 乙が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に定める消費者に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、履行の追完請求、売買代金の減免請求をすることができる。ただし、売買代金を超える履行の追完請求をすることはできない。

3 前項の請求は、売買土地の引渡しの日から2年以内に甲に通知した場合に限り行うことができる。

(契約の解除及び売買土地の明け渡し)

第14条 甲は、乙が本契約に違反したときは、いつでも本契約を解除することができ、乙が、甲に損害を与えたときは、直ちにその損害を賠償するものとする。この場合、乙は自己の費用をもって売買土地に存する建物、その他乙が付属させた物を取去し、売買土地を原状に復して甲に返還するものとする。さらに、甲に損害が発生した場合は、甲が被った損害のうち合理的な範囲を乙は賠償するものとする。ただし、甲が売買土地を原状に回復させることが適当でないと認めるときは、現況のまま返還することができる。

2 乙は前項により契約を解除された場合において、売買土地を甲に返還するときは、当該物件に支出した必要費、有益費及びその他一切の費用は、これを甲に請求することができない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買土地を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、乙の費用及び責任において、譲渡物件の所有権移転登記の申請を行い、当該登記手続完了後速やかに、譲渡物件に係る登記事項証明書を甲に提出しなければならない。

(売買代金の返還等)

第15条 甲は、本契約を解除したときは、既納の売買代金を乙に返還する。この場合、返還する売買代金には、利息を付さない。

(損害賠償)

第16条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、乙に返還すべき売買代金の額から当該損害額を控除して返還し、又は乙に対してその損害の賠償を請求することができる。

(契約に関する紛争の解決)

第17条 本契約の内容又は契約の履行に関し、関係者から異議の申し出があったときは、乙は責任をもって解決するものとする。

(費用の負担)

第18条 本契約の締結に要する費用及び売買土地引き渡し後公租公課は、乙の負担とする。

(信義誠実の義務)

第19条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(専属的合意管轄裁判所)

第20条 本契約に関する一切の訴訟は、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第21条 本契約に疑義が生じたとき、又はこの契約書に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本契約の締結の証として、契約書2通を作成して、甲乙記名(個人の場合は署名とする。)押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 瀬戸市追分町64番地の1
瀬戸市
瀬戸市長 川本雅之

乙

別表 1

用途地域内の建築物の用途制限 適否欄の○…建築可 ×…建築不可 ▲…制限付建築可		適否	備考
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50 m ² 以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満		○	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が 150 m ² 以下のもの	○	
	店舗等の床面積が 150 m ² を超え、500 m ² 以下のもの	○	
	店舗等の床面積が 500 m ² を超え、1,500 m ² 以下のもの	○	
	店舗等の床面積が 1,500 m ² を超え、3,000 m ² 以下のもの	○	
	店舗等の床面積が 3,000 m ² を超え、10,000 m ² 以下のもの	○	
	店舗等の床面積が 10,000 m ² を超えるもの	○	
事務所等	事務所等の床面積が 150 m ² 以下のもの	○	
	事務所等の床面積が 150 m ² を超え、500 m ² 以下のもの	○	
	事務所等の床面積が 500 m ² を超え、1,500 m ² 以下のもの	×	
	事務所等の床面積が 1,500 m ² を超え、3,000 m ² 以下のもの	×	
	事務所等の床面積が 3,000 m ² を超えるもの	×	
ホテル、旅館		○	
遊戯施設 ・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等	▲	▲3,000 m ² 以下かつ屋内施設に限る
	カラオケボックス等	○	
	麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券・車券発売所等	×	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場	○	
	キャバレー等、個室付浴場等	×	

次ページへ続く

公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校		○		
	大学、高等専門学校、専修学校等		○		
	図書館等		○		
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等		×		
	神社、寺院、教会等		×		
	病院		×		
	公衆浴場、診療所、保育所等		○		
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等		×		
	老人福祉センター、児童厚生施設等		×		
	自動車教習所		×		
工場・倉庫等	単独車庫（附属車庫を除く）		×		
	建築物附属自動車車庫		×		
	倉庫業倉庫		×		
	畜舎（15 m ² を超えるもの）		×		
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋自転車店等で作業場の床面積が50 m ² 以下		×		
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場		×		
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場		×		
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場		×		
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場		×		
	自動車修理工場		×		
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量	量が非常に少ない施設		×	
		量が少ない施設		×	
		量がやや多い施設		×	
		量が多い施設		×	
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等		×			

注) 本表は、建築基準法別表第二の概要を基にしたものであり、表中の表記は建築基準法別表第二に準じます。また、すべての制限について掲載したものではないため、ここに掲載されていないものに関しては、必ず事前にお問い合わせください。

別表 1

用途地域内の建築物の用途制限 適否欄の○…建築可 ×…建築不可 ▲…制限付建築可		適否	備考
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50 m ² 以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満		○	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が 150 m ² 以下のもの	○	
	店舗等の床面積が 150 m ² を超え、500 m ² 以下のもの	○	
	店舗等の床面積が 500 m ² を超え、1,500 m ² 以下のもの	○	
	店舗等の床面積が 1,500 m ² を超え、3,000 m ² 以下のもの	○	
	店舗等の床面積が 3,000 m ² を超え、10,000 m ² 以下のもの	○	
	店舗等の床面積が 10,000 m ² を超えるもの	○	
事務所等	事務所等の床面積が 150 m ² 以下のもの	○	
	事務所等の床面積が 150 m ² を超え、500 m ² 以下のもの	○	
	事務所等の床面積が 500 m ² を超え、1,500 m ² 以下のもの	×	
	事務所等の床面積が 1,500 m ² を超え、3,000 m ² 以下のもの	×	
	事務所等の床面積が 3,000 m ² を超えるもの	×	
ホテル、旅館		○	
遊戯施設 ・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等	▲	▲3,000 m ² 以下かつ屋内施設に限る
	カラオケボックス等	○	
	麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券・車券発売所等	×	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場	○	
	キャバレー等、個室付浴場等	×	

次ページへ続く

公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校		○		
	大学、高等専門学校、専修学校等		○		
	図書館等		○		
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等		×		
	神社、寺院、教会等		×		
	病院		×		
	公衆浴場、診療所、保育所等		○		
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等		×		
	老人福祉センター、児童厚生施設等		×		
	自動車教習所		×		
工場・倉庫等	単独車庫（附属車庫を除く）		×		
	建築物附属自動車車庫		×		
	倉庫業倉庫		×		
	畜舎（15 m ² を超えるもの）		×		
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋自転車店等で作業場の床面積が50 m ² 以下		×		
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場		×		
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場		×		
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場		×		
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場		×		
	自動車修理工場		×		
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量	量が非常に少ない施設		×	
		量が少ない施設		×	
		量がやや多い施設		×	
		量が多い施設		×	
	卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等		×		

注) 本表は、建築基準法別表第二の概要を基にしたものであり、表中の表記は建築基準法別表第二に準じます。また、すべての制限について掲載したものではないため、ここに掲載されていないものに関しては、必ず事前にお問い合わせください。

別表 1

用途地域内の建築物の用途制限 適否欄の○…建築可 ×…建築不可 ▲…制限付建築可		適否	備考
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50 m ² 以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満		○	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が 150 m ² 以下のもの	○	
	店舗等の床面積が 150 m ² を超え、500 m ² 以下のもの	○	
	店舗等の床面積が 500 m ² を超え、1,500 m ² 以下のもの	○	
	店舗等の床面積が 1,500 m ² を超え、3,000 m ² 以下のもの	○	
	店舗等の床面積が 3,000 m ² を超え、10,000 m ² 以下のもの	○	
	店舗等の床面積が 10,000 m ² を超えるもの	○	
事務所等	事務所等の床面積が 150 m ² 以下のもの	○	
	事務所等の床面積が 150 m ² を超え、500 m ² 以下のもの	○	
	事務所等の床面積が 500 m ² を超え、1,500 m ² 以下のもの	×	
	事務所等の床面積が 1,500 m ² を超え、3,000 m ² 以下のもの	×	
	事務所等の床面積が 3,000 m ² を超えるもの	×	
ホテル、旅館		○	
遊戯施設 ・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等	▲	▲3,000 m ² 以下かつ屋内施設に限る
	カラオケボックス等	○	
	麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券・車券発売所等	×	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場	○	
	キャバレー等、個室付浴場等	×	

次ページへ続く

公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校		○		
	大学、高等専門学校、専修学校等		○		
	図書館等		○		
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等		×		
	神社、寺院、教会等		×		
	病院		×		
	公衆浴場、診療所、保育所等		○		
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等		×		
	老人福祉センター、児童厚生施設等		×		
	自動車教習所		×		
工場・倉庫等	単独車庫（附属車庫を除く）		×		
	建築物附属自動車車庫		×		
	倉庫業倉庫		×		
	畜舎（15 m ² を超えるもの）		×		
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋自転車店等で作業場の床面積が50 m ² 以下		×		
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場		×		
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場		×		
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場		×		
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場		×		
	自動車修理工場		×		
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量	量が非常に少ない施設		×	
		量が少ない施設		×	
		量がやや多い施設		×	
		量が多い施設		×	
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等		×			

注) 本表は、建築基準法別表第二の概要を基にしたものであり、表中の表記は建築基準法別表第二に準じます。また、すべての制限について掲載したものではないため、ここに掲載されていないものに関しては、必ず事前にお問い合わせください。

第1号様式（第2条関係）

市有財産売払い申込書（先着順）

令和 年 月 日

瀬戸市長 川 本 雅 之 殿

住 所

氏名又は名称
及び代表者名

印

電話番号

下記のとおり、市有財産を譲り受けたいので、物件の状況、先着順受付制限付き瀬戸市市有財産売払い参加要領（物件2：西茨町）及び契約条項を承知のうえ、関係書類を添えて申し込みます。

記

物件番号 2

	所 在			公 簿 表 示		実 測	
	市	町 名	地 番	地目	地積 m ²	地目	地積 m ²
土地	瀬戸市	西茨町	110 番 2	宅地	11,491.01	宅地	11,491.01
	瀬戸市	西茨町	113 番 2	雑種地	2,308	雑種地	2,308.25
	瀬戸市	西茨町	113 番 20	雑種地	607	雑種地	607.23
使用用途							

(注) 申込人が代理人である場合は、委任状を添付してください。

第2号様式（第2条関係）

委 任 状

代理人 住 所
氏 名

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

次の市有財産売払い手続に関する一切の権限

物件番号 2

	所 在			公 簿 表 示		実 測	
	市	町 名	地 番	地目	地積 m ²	地目	地積 m ²
土地	瀬戸市	西茨町	110 番 2	宅地	11,491.01	宅地	11,491.01
	瀬戸市	西茨町	113 番 2	雑種地	2,308	雑種地	2,308.25
	瀬戸市	西茨町	113 番 20	雑種地	607	雑種地	607.23
使用用途							

令和 年 月 日

瀬戸市長 川 本 雅 之 殿

委任者 住 所

氏名又は名称
及び代表者名

印

電話番号

第3号様式（第2条関係）

誓 約 書

下記事項について、誓約します。

記

私は、次に掲げる者には該当しておりません。

- (1) 不動産の売買契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者（代表者及び役員等も含め、瀬戸警察署への情報照会についても同意します。）
- (4) 公告日から申込日までの間において、地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当する者

令和 年 月 日

瀬戸市長 川 本 雅 之 殿

住 所

氏名又は名称
及び代表者名

印